

令和 N 年度 市民税・県民税申告書
(特定配当所得等・特定株式等譲渡所得課税方式選択用)

フリガナ	ザマ タロウ	生年月日	世帯番号
氏名	座間 太郎	明 大 昭 平 合 1. 1. 1	宛名番号

※特定配当等・特定株式等譲渡所得とは

上場株式等の配当所得等（上場株式等の配当所得、特定公社債の利子所得）、又は譲渡所得（特定口座）で、所得税 15.315%（復興特別所得税含む）及び住民税 5% の合計 20.315% の税率で源泉徴収されているもの。

（1）確定申告した特定配当所得等・特定株式等譲渡所得金額

特定配当所得等	総合課税分	100,000 円	住民税の源泉徴収税額
	分離課税分	円	円
	特定株式等譲渡所得	700,000 円	35,000 円

※ここに記載できるのは特定配当所得等、又は特定株式等譲渡所得金額です。

（所得税 20.42% を源泉徴収されているもの、住民税が源泉徴収されていないものは記載できません。）

※確定申告書（既に提出済の方）及び特定口座年間取引報告書等（上場株式等の配当所得の場合は支払通知書も必要）の写しを添付してください。写しの添付がない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税する場合があります。

（2）住民税での課税方式（上記の所得について、住民税では下記の所得として申告）

※申告不要にする場合は、該当の所得欄と源泉徴収税額欄に 0 とご記入ください。

特定配当所得等	総合課税分	0 円	住民税の源泉徴収税額
	分離課税分		
	特定株式等譲渡所得	0 円	0 円

※原則として、該当年度の申告期限（3月15日）までに、この申告書の提出が必要です。ただし、期限後であっても、納税通知書が送達されるまでに提出されたものは有効となります。

※確定申告において、上場株式等に係る譲渡損失の申告をし、住民税で申告しないことを選択した場合には、翌年度以降の住民税の算定において、繰越控除は適用されません。

（3）その他

①平成 29 年度の税制改正により、上場株式等の市県民税の課税方式について、所得税と市県民税で異なる課税方式を選択することが可能であることが明確化されました。「上場株式等の配当所得」については、総合課税、申告分離課税、申告不要制度の 3 つの課税方式から、所得税と市県民税それぞれ異なる課税方式を選択できます。「特定公社債等の利子所得」及び「上場株式等の譲渡所得」についても、申告分離課税、申告不要制度の 2 つの課税方式から、所得税と市県民税それぞれ異なる課税方式を選択できます。

②総合課税や申告分離課税を選択した場合、その所得は合計所得金額や総所得金額等に算入されます。これにより、扶養等の控除が受けられないことや、非課税判定、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料等に影響が出る可能性がございますのでご注意ください。詳しくは、それぞれの制度の各窓口でご相談ください。

③必要書類が足りない場合や、申告内容に疑義等が発生した場合はお問い合わせ、又は調査により税額計算を行う可能性がございますのでご注意ください。

この申告書（分離課税等用）は、市民税・県民税申告書と一緒に提出してください。

受付